

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な生活資金の特例貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩み方に向けて、生活福祉資金のうち以下の貸付について、特例貸付を実施します。

(貸付には審査があります。)

## 緊急小口資金（休業された方向け）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- ◇ 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯  
※従来の低取得世帯等に限定した取扱を拡大
- ◇ 貸付上限額 10万円以内 ※ただし、特に必要と認められる場合は、20万円以内（注1）
- ◇ 据置期間(償還開始までの期間) 1年以内 ※従来の2月以内とする取扱を拡大
- ◇ 償還期間 2年以内 ※従来の1年以内とする取扱を拡大
- ◇ 貸付利子 無利子

(注1)学校の休業により、収入が減少した場合や個人事業主等で収入が減少した場合、4人以上の世帯など

## 総合支援資金（失業された方等向け）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

- ◇ 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ◇ 貸付上限額 ・2人以上世帯 月20万円以内  
・一人世帯 月15万円以内
- ◇ 貸付期間 原則3カ月以内
- ◇ 据置期間(償還開始までの期間) 1年以内 ※従来の6月以内とする取扱を拡大
- ◇ 償還期間 10年以内
- ◇ 貸付利子 無利子

お申込みには、印鑑、住民票（世帯全員分）、身分証明書（運転免許証、健康保険証等）、振込先の通帳の他に、給与の減収や失業したことが分かる資料が必要となります。

### お問い合わせ先

糸島市社会福祉協議会 電話 092-324-1660

住所：糸島市潤一丁目22番1号（糸島市健康福祉センターあごら内 ※月曜日休館）

受付時間 火曜日から金曜日 8:30～17:00

※土曜日及び日曜日に相談希望の方は、火～金曜日に電話でご連絡ください。